

寄付金に対する税減免措置

本学園への寄付は、次のような税の減免措置を受けることができます。

個人の場合

「所得控除」と「税額控除」のいずれか有利な方を選択できます。

<計算方法>

◎所得控除 (所得金額－所得控除額) × 税率 = 税額

◎税額控除 税額－税額控除 (税額控除対象寄付金－2,000円) × 40% = 控除対象額

(計算例)

給与の収入金額が 4,000,000 円あり、20,000 円の寄付を行った場合

所得控除額 1,800,000 円

(給与所得控除 1,340 千円+基礎控除 380 千円+配偶者控除+生命保険料控除等)

課税所得額 2,200,000 円 = 4,000,000 - 1,800,000

◎通常の税額 122,500 円 = 2,200,000 円 × 10% - 97,500 円

◎「所得控除」選択の税額 120,700 円 = 【4,000,000 円 - {1,800,000 円 + (20,000 円 - 2,000 円)}】 × 10% - 97,500 円

◎「税額控除」選択の税額 115,300 円 = 122,500 円 - {(20,000 円 - 2,000) × 40%}

上記のように「税額控除」を選択した場合の方が、控除額が 5,400 円多くなります。

※計算例のため実際の税額と異なる場合があります。

法人の場合

「特定公益増進法人」への寄付として、損金算入することができます。

損金算入限度額の計算方法

$$\left(A \times \frac{3.75}{1000} + B \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2} = \text{損金算入限度額}$$

A : 期末資本金 × 事業年度月数 ÷ 12 B : その事業年度の所得金額

お問い合わせ先

学校法人 大阪青山学園 教育振興資金募集事務局

〒562-8580 大阪府箕面市新稲 2-11-1

TEL : 072-722-4165(代) FAX : 072-722-5190

URL : <http://www.osaka-aoyama.ac.jp>